

償却資産耐用年数表（昭和40年大蔵省令第15号参照）

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
建築附属 設備	電気設備 (照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備 及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風 又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備 及び格納式避難設備		8
	エアーカーテン又は ドア自動開閉設備		12
	アーケード又は 日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの 及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18
その他のもの		10	

